

令和8年度佐用町若者グループ活動応援事業
募集要項

佐用町企画防災課まちづくり企画室

1. 概要

本制度は、町の次世代を担う若者や子どもたちの「やってみたい！」という想いを応援することで、一人ひとりの充実した生活につなげ、まちづくりを自分事として考えるキッカケづくりや地域のために貢献できる取組みを支援する事業です。

2. 目的

『縮充』という方針を掲げている当町のまちづくりにおいて、急激に変化する社会情勢や少子高齢化に伴う人口減少、また多様化する地域課題を効果的・効率的に取り組んでいくためには、町民と行政双方が力を合わせた「協働」が必要不可欠です。

人口減少を受け入れつつも、充実した生活をおくるため、一人ひとりが活躍でき、より多くの町民が地域に貢献できるベースづくりとして、若者のチャレンジを応援し地域の愛着やまちの課題をワガコトとして捉えてもらうことを期待しています。

3. 補助の内容

応募は、1グループ1活動です。

応募グループ	若者グループ	学生チャレンジグループ
対象者	50歳以下が過半数を占めたグループ	小学生・中学生・高校生・大学生等が過半数を占めたグループ
補助金額 (補助対象経費の10/10)	上限30万円	上限10万円
枠数	2枠程度	4枠程度
活動例	・美化活動 ・各種イベントの開催や運営 ・ボランティアを通じた世代間交流 ・佐用町をモチーフにした商品の作製 ・町民に向けた講習や教室の開催	

※役場職員や地域しごとサポートセンターがサポートに入り、活動の進め方や、活動のブラッシュアップをサポートします

また、佐用町の理解度アップ（現状や課題）、補助金申請や予算・決算等の事務を含めて、活動実施前・実施中にレクチャーの実施も可能です。

4. 補助対象活動

地域課題の解決に結びつく活動かつ次に掲げる要件を満たす活動とします。

- (1) 公益性が認められ、主たる目的が営利を目的とする活動でないこと
- (2) 佐用町の住民同士の交流の場を広げる活動であること
- (3) 計画から実施まで責任をもって遂行できる活動であること
- (4) 令和8年7月から翌年3月末までの間に実施する活動であること
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的

としないこと

- (7) 佐用町及び佐用町から補助を受けている団体から、他の制度による補助を受けていないこと
- (8) 前回採択されたグループ又はその構成員が別グループで同種の活動をする場合は、内容をアップグレードすること
- (9) 上記(1)～(8)の要件のほか、法令等に違反しない活動であること

5. 応募可能グループ

5-1. 若者グループ

次のすべての要件を満たすグループが応募できます。

- (1) 非営利かつ町民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的、自主的な活動を目的とするグループであること。(法人格の有無は問いません。)
- (2) 構成員が3人以上のグループであって、構成員の半数以上が50歳以下の者であり、その者が主たる活動人員であること
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと
- (4) 特定の公職者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと
- (5) 主たる構成員が町税等を滞納していないこと
- (6) 佐用町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないものであること

5-2. 学生チャレンジグループ

次のすべての要件を満たすグループが応募できます。

- (1) 非営利かつ町民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的、自主的な活動を目的とするグループであること
- (2) 構成員が3人以上のグループであって、構成員の半数以上が学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校に在学する者で、50歳以下の者であり、その者が主たる活動人員であること
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと
- (4) 特定の公職者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと
- (5) 主たる構成員が町税等を滞納していないこと
- (6) 佐用町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないものであること

6. 補助の対象経費

活動実施のために直接必要な経費で、かつ補助金の交付決定があった日から活動完

了日までの期間に支払った経費が補助の対象となります。

※千円未満は切り捨て

※補助金の交付は1グループ1回限り

費 目	内 容
報 償 費	講師等への謝金又は謝礼 ※ただし高額（1回1人3万円以上）及び主催関係者は不可
旅 費	講師等に係る交通費や宿泊費の実費
備品購入費	備品代（1点3万円以上の物品については補助対象経費の30%以内に限る） 事務用品、用紙、材料等1点1万円未満の物品の購入代
食 糧 費	活動を実施するために必要不可欠と認められる食糧代 ※活動を実施する際の運営者または、参加者に対しての食事代、飲食代は除く（例：会議での飲食費）
燃 料 費	機材、車両等の燃料費
印刷製本費	パンフレット等のコピー若しくは印刷又は写真の現像若しくはプリント代等
通信運搬費	切手、はがき、小包等の料金、電話料金等
保 険 料	行事保険、講師等が加入する損害賠償保険料等
手 数 料	銀行振込手数料、クリーニング代等
使 用 料	会場使用料、音響機器使用料、その他機器のレンタル料
委 託 料	ステージの設営、音響機器の操作等の委託料
そ の 他	町長が特に必要と認めるもの

補助対象にならない経費の例

(1) グループの経常的な活動に要する経費（例：事務所等の管理費、家賃等）
(2) グループの構成員の親睦に要する飲食の経費
(3) 汎用性の高い備品（例：パソコン、プリンター等）
(4) 記念品、商品券等の金券の購入代金
(5) 土地の取得、造成、補償にかかる経費
(6) 他の活動を行っている場合、それらの活動との共通する経費
(7) 領収書等により活動実施グループが支払ったことが明確に確認できない経費
(8) 参加者が用意した材料代
(9) その他、活動に直接関わらない経費や社会通念上適切でない経費

7. 募集の周知

以下の方法で、募集することを周知します。

- (1) 町ホームページ
- (2) 広報さようへの掲載
- (3) 募集チラシ
- (4) SNS

8. 制度説明

申し込み手続きや制度の説明は、希望グループに直接説明します。できるだけ事前に電話連絡のうえ、佐用町企画防災課までお越しください。

9. 募集期間及び応募方法（応募書類の受付期間）

(1) 募集期間

令和8年4月1日（水） ～ 令和8年5月22日（金）

(2) 応募方法

佐用町指定の各種資料を作成し、佐用町企画防災課まで提出ください。

令和8年5月22日（金）必着

※パソコンを使って書類を作成したグループは、電子データも併せて提出ください。

提出書類

様式第1号（企画提案書）

様式第2号（調書）

様式第3号（計画書）

グループ構成員名簿

※学生チャレンジグループについては、学生チャレンジグループ用の様式を用いていただいても構いません。

※申請書類の様式は佐用町ホームページからダウンロードできます。

10. 応募資料作成についてのサポート

当該事業の応募資料の作成や内容の相談等については、播磨地域を管轄する「地域しごとサポートセンター（播磨）」へ相談いただくとサポートを受けることができます。

地域しごとサポートセンター播磨	[受託:コバコ株式会社]
〒679-5301 兵庫県佐用郡佐用町佐用2828番地10	
電話:0790-71-2129	
受付:水曜日～土曜日の11:00～16:00	

11. 問合せ・応募書類等の郵送先

佐用町 企画防災課まちづくり企画室
〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1
電話:0790-82-0664 FAX:0790-82-0492
Mail:kikaku@town.sayo.lg.jp

12. 活動の審査、決定

(1) 各グループについては、次の基準によって審査を行います。

① 1次審査（書類審査）

企画防災課まちづくり企画室（事務局）で、提案された活動内容を審査します。

② 2次審査（プレゼンテーション審査）

外部審査員で構成される選定委員会にて、1次審査通過者から提案された内容についてプレゼンいただき審査します。

※プレゼンテーションは原則佐用町の現地での発表とし、移動等に係る一切の費用は応募者の負担とします。

③ 補助金交付決定

各グループの枠内において、得点の高い活動から順に、予算の範囲内で交付決定を行います。

得点の差により不採択となった場合、別の応募可能枠が空いているときは、相談のうえ活動枠を変更する場合があります。

採択枠に余りがあり、補欠採択が複数出た場合は、各採択枠の補助金額を上限とし、補助額を分割する場合があります。

交付決定に際しては、審査委員会から計画の見直しを求められることがあります。

審査項目は下表のとおりです。

区 分	項 目	
1次審査	①公益性 ②必要性 ③計画性 ④発展性	多くの町民の利益につながるものであるか 町民のニーズや地域課題の解決につながるものであるか 活動内容、実施体制及び予算計画が活動の実現可能な内容であるか 活動を発展させ実施する可能性が期待できるか
2次審査	①公益性 ②必要性 ③地域性 ④計画性 ⑤先駆性 ⑥協働性 ⑦発展性	多くの町民の利益につながるものであるか 町民のニーズや地域課題の解決につながるものであるか 地域特性や資源を生かしたものであり、地域性が感じられるか 活動内容、実施体制及び予算計画が活動の実現可能な内容であるか 活動の発想や着眼点に先駆性が感じられるか 多くの住民などの参画や参加を得られる工夫をしているか 活動を発展させ実施する可能性が期待できるか

13. 結果の公表

審査の結果は、応募グループへ通知するとともに広報さよう、町ホームページでの公表を予定しています。

ただし、審査結果通知は、補助金の交付を約束するものではありません。

14. 活動成果の公表

補助金交付を受けたグループには、補助活動終了後、活動報告書類を提出していただきます。

<p>活動実績報告必要書類</p> <p><input type="checkbox"/> 様式第4号(活動実績報告書)</p> <p><input type="checkbox"/> 様式第5号(活動報告書)</p> <p><input type="checkbox"/> 様式第10号(収支決算書)</p> <p><input type="checkbox"/> 領収書等の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 活動実施に係る記録写真資料等</p>
--

15. その他

グループの活動を周知するためのチラシやポスター又は SNS 等での記事を作成する場合は、佐用町若者グループ活動の応援補助を受けていることを必ず明記して下さい。

活 動 ま で の 流 れ

- ① **令和8年度活動の募集**
令和8年4月1日（水）～令和8年5月22日（金）
申請書類提出先：企画防災課
- ② **1次審査（書類審査）の実施**
日程：令和8年5月下旬
- ③ **2次審査（プレゼン審査）の実施**
日程：令和8年6月中旬～下旬（予定）
- ④ **補助活動の採択決定**
令和8年7月上旬に各グループ宛てに補助活動採択の可否について通知します。
- ⑤ **補助金の交付申請**
概算払を希望するグループには、概算で10割の補助金を交付することができます。補助活動採択グループは、補助金交付申請書を企画防災課まちづくり企画室に提出してください（各種書類の様式は町ホームページに掲載します。）。
- ⑥ **補助金の交付決定**
補助金交付申請書に基づき、交付について決定します。
- ⑦ **活動の実施**
活動計画に沿って、活動を行います。活動内容に変更、中止等が生じた場合には、補助金の変更等申請が必要です（変更する場合は事前に町に相談をして下さい。）。
- ⑧ **実績報告**
活動完了後、実績報告書に必要書類を添付し、企画防災課まちづくり企画室まで提出してください。（実績報告は、活動完了後30日以内又は令和9年4月12日（月）のいずれか早い日までに行ってください。）
- ⑨ **補助金の確定・精算**
補助金額を確定し、補助金の精算を行います。概算払を受けた場合であって、余剰金が発生した場合は佐用町に返納していただきます。
- ⑩ **交付決定後の活動内容の変更等**

交付決定後の活動内容及び対象経費の総額、予算配分の変更は原則できません。やむを得ない事情により、変更せざるを得ない場合は、事前に企画防災課まちづくり企画室に相談してください。

⑪ 成果発表会の開催

補助金交付を受けたグループには、町が開催する成果発表会等に参加をお願いし、活動成果の発表をしていただきます。成果発表会では、実施してきた活動の内容やこれからも取り組みたいこと等をパワーポイント等の資料を投影しながら発表いただきます。